

あなたの 空き家 大丈夫ですか？



平成27年5月から
**空家等対策の
推進に関する特別措置法**
が施行されました。

いつでも第三者が侵入
できるような空き家、
面倒だからと**放置**
していませんか？



放置したままだと大幅な**税額の上昇**に
つながる可能性があります。

札幌市の空き家、適切に管理していますか？

空き家を放置したままだと起こる問題・危険性、管理することで生まれる
メリット、札幌市での空き家の活用方法をわかりやすく紹介します！



相続した空き家の
活用方法が
わからない

初回相談 60分無料

敷居が高い相談も、
どうぞお気軽に！

不動産相談室さっぽろ



「不動産相談室さっぽろ」では、相続や不動産のご相談を無料でお受けしています。まずは**不動産コンサルマスター・相続診断士・FP**などが問題解決方法をご案内し、必要に応じて**弁護士・税理士・司法書士**など**専門家とチーム**で対応します。

私たちは、これまで誰に相談していいかわからない相続や不動産のお悩みなど、延べ3000件以上の相談に関わってきました。

これからも、ご相談者様のお話をしっかりと聞き、安心できる解決方法をご案内してまいります。

相談室代表 右手 盛賢富

こんなお悩みごと

- 空き家を賃貸・売却・リフォームしたい
- 子供がいない夫婦の相続対策は
- 遺言の作り方、財産の分け方
- 老後の資金が不足
- ローンの返済が厳しい
- 相続税はかかるのか
- 生前贈与はどうやるのか

こんな相談してもいいのかな？一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

無料 相続・不動産 **開催中**
相談会

まずは、相続対策士の**つるぎや** 高橋 **か高橋** が相談窓口になります。
日時はお客様のご都合に合わせて開催しております。
(土日平日・AM8:00~PM5:00の中でお受けします)土日祝日問わずご連絡ください。

北海道知事(1)石狩 第9050号

相談会のご予約・お問い合わせはこちら

☎011-211-8920

不動産相談室さっぽろ

運営：株式会社 えぞりす不動産

メールでのお問合せにも対応

tsurugiya1724@gmail.com



「空き家」放置していませんか？

空き家とは

家主の不在が常態化しており、居住やその他の使用もなされていない建物や敷地のこと。



空き家を放置するとこんな危険が！



割れた窓ガラスが落ちて通行者に怪我をさせたり

放置された庭木に害虫が発生する原因になったり



不審者が侵入したりごみの不法投棄をされたり



建物の傷みから倒壊の危険性もあります



「空家等対策の推進に関する特別措置法」には…

空家等は、個人の資産です。管理者、または所有者には、空家等を適切に管理する「責務」があると定められています。屋根や外壁が落下、崩れるなどして、他人が怪我をした場合、空き家の所有者の責任となり **損害賠償** を問われる可能性があります。



損害賠償

想定事故例

外壁材等の落下による死亡事故(想定)

試算の前提とした被害モデル

死亡……………11歳の男児
(小学校6年生)

損害区分	損害額
死亡逸失利益	3,400万円
慰謝料	2,100万円
葬儀費用	130万円
合計	5,630万円

壁材等落下

約5千600万円の損害額！

傷んだ壁材等の落下により、11歳の男児が死亡



「空き家」の状態では、固定資産税の特例適用外の可能性があります。

住宅用地の特例措置とは、住宅用地のうち一定のものについて、固定資産税が最大1/6まで減額されるもので、平成26年までは、全ての住宅に適用されていましたが、平成27年度税制改正などにより、適切な管理が行われていない空き家の敷地に対しては住宅用地の特例措置が適用外になる場合があります。つまり、空き家を放置しておく、固定資産税が高くなる可能性があります。

管理しよう!

空き家の適切な管理の方法とは？

- 1 所有者もしくは管理者が、定期的に建物の状況を確認、メンテナンスを行い、空き家になる前の状態を維持している。
- 2 相続をした際、速やかに土地・建物の登記手続きを完了させている。
- 3 地域の方、近隣の方に連絡先を伝え、問題が起きた場合は、迅速に対応できるようになっている。

空き家を適切に管理する為に、セルフチェックしてみましょう

簡易チェック
全9項目



当てはまる項目に
チェックを入れてください。



屋根

屋根材の異状（変形、ハガレ、破損）

軒裏

軒天井の異状
（ハガレ、破損、浮き）

雨とい

水漏れ、変形、外れ

土台、基礎

破損、腐朽、スレ



家のまわり

塀のヒビ、割れ、傾き
臭気、ごみ等の不法投棄
多数の害虫発生（ネズミ、ハチ、蚊など）
雑草、樹木の繁茂

外壁

腐朽、ハガレ
破損、浮き

窓、ドア

ガラス割れ、傾き
開閉の不具合

家の中

雨漏り、カビ、害虫の大量発生
給水、排水の不具合、臭気

バルコニー、ベランダ、屋上階段

腐食、破損、傾斜、サビ

チェック個数

個

- 0 個……引き続き管理をしましょう！
- 1 個以上……放っておくと、さらに老朽化します！管理の徹底や、補修を行いましょう。
- 5 個以上……危険です！早急に対処しましょう！

空き家の活用

空き家を活用してみませんか？



空き家を作らない、また、できるだけ早い時期から空き家を使うことで、老朽化を防ぐとともに地域の賑わいの創出にもつながります。

売却・賃貸

ご自身で住む予定がない場合は、人に住んでもらうことも考えましょう。空き家期間を短くすることで、賃貸や売買の取引を高い金額で、市場流通にのせられることもあります。

解体

空き家を解体して、土地を活かす方法もあります。家庭菜園、駐車場、貸地など、土地活用の可能性は、場所によって様々であり、まちづくりに活かされている例もあります。

あっ！ そうだったのか。 「司法書士と一緒に悩みを解決」

聞いておきたい、話したい 相続のこと。

いま困っている方
これから備えておきたい方
小さなことでも、お話しください。

ホーム
ページ

石山通り司法書士法人

検索

家や土地をどうしたら ...



自宅など不動産に関するご相談

親の財産を守りたい



後見人に関する手続きのご相談

争いをさける相続のご相談



「財産の分け方」「相続放棄」など、相続全般

無効にならない遺言書って？



遺言者の書き方、のこし方

相続の相談まどぐち

石山通り司法書士法人

札幌市中央区
石山通り沿い

札幌市中央区南十条西十丁目1番20号さくらビル5F

司法書士 大築千穂

司法書士 森徳広

司法書士 前岡政勝

まずはお気軽にお電話ください

ご自宅へのご訪問もいたします

9:00~17:30 (土・日・祝定休)



(011)-511-1188



もしもの時に備えて

民事信託



認知症等で判断能力がないとみなされると、不動産の売却等、資産の管理や活用ができなくなってしまいます。「いざというときは家族に任せよう」と考えていると、たとえ家族であっても他人名義の資産は通常、売却・処分ができないため、「空き家の発生」の原因になってしまうことがあります。

そのため、本人が元気なうちに、もしものときに備えて資産の管理方法について決めておくことが重要です。民事信託は有効な管理方法の1つです。

信託といえば、投資信託等の営利目的で、信託銀行や信託会社が関与する「商事信託」が一般的に知られています。一方「民事信託」は、営利を目的とせず、資産の管理や活用を家族や親族等の信頼できる人に託す制度です。

民事信託とは



メリット

- 生前から場合によっては、二代先、三代先までの財産管理が可能
- 財産ごとに受託者を選べるなど、遺言や成年後見よりも柔軟な財産管理が可能
- 共有不動産にともなう相続トラブルの回避が可能 等

デメリット

- 受託者が負う責任や義務が多い
 - 身上監護権※がない
 - 税務手続きが増える 等
- ※委託者の医療や介護に関する契約等の法律行為を行う権利

民事信託を活用することで、認知症などによる資産凍結や相続トラブルを回避し、「空き家の発生」の予防につながる場合があります。

ただ、民事信託はあくまでも財産を管理する手段の一つであり、個人のニーズや資産の状況によっては適切な手段ではない場合もあります。



民事信託の手続きや活用方法等の詳細については、必ず弁護士や司法書士、行政書士等の専門家へご相談ください。

相続登記

お済みですか？

そもそも相続登記って…？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなった場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。



相続登記をしないと…？



❗ 手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となる恐れがあります。

❗ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

など、思わぬ不利益を受けることも…。

つまり、思い立った時に対応するのがベストです！

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のとおり相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP 1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

① 相続が発生したこと及び相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本
- 除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

- ② 相続人全員の住民票の写し
- ③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)
- ④ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP 2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

〔手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。〕
※委任状必須

法務局HPよりダウンロードが可能です！

STEP 3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と登記申請書を提出し申請します。



完了

自分の権利を大切にするとともに、次世代の子どもたちのためにも「未来に繋がる不動産の相続登記」をお忘れなく！

詳しい手続きは法務省HPまで

空き家の **相 続**

空き家になる理由のトップである相続は、所有者が亡くなり、子どもが相続する、ということが一般的ですが、近年は、子どもがいない家庭が増え、相続権が複雑になるケースが増えています。

空き家となった住宅を取得した理由

- 1位 相続した……………54.6%
- 2位 新築・建て替えした……………18.8%
- 3位 中古住宅を購入した……………14.0%

(国土交通省 令和元年空き家所有者実態調査を加工して作成)

不動産登記の重要性

不動産登記は、土地や建物の権利を証明する重要な手段です。相続した不動産を売買するためには、相続登記を済ませておく必要があります。



登記未了物件 は非常に厄介

特に古い建物や住宅ローンを借り入れずに建築された建物は、登記されていないものがかなりの数存在します。登記簿に記載されている所有者の戸籍などが手に入れば良いですが、明治時代に亡くなった人などは戸籍が残っていないこともあり、相続登記をしようにも相続権を証明することが困難になり手続きが複雑になる場合もあります。

遺産分割協議

遺言が作成されておらず、相続人が複数いる場合は、相続人の間で、相続財産の分割協議を行います。法定相続権は、配偶者が半分、残り半分を子どもたちで均等に分けることとなります。相続を放棄することもできます。



遺産

50%



配偶者

50%



子

相続放棄
可能

突然降ってくる相続問題

所有者に子どもがいない場合は両親や祖父母、両親も祖父母もいなければ所有者の兄弟姉妹…のように、血縁関係をたどって相続権が渡ります。さらに、相続権者が亡くなっている場合にはその子どもへと相続権が広がっていきます。場合によってはある日突然「会ったこともない親戚の空き家を相続させられる」ことさえあるのです。相続人の関係が複雑になるほど、その空き家解消は難しくなってしまいます。

離婚した人は要注意

昨今、離婚も珍しくなくなりましたが、離婚しても相続権は子どもにある、ということが思わぬ問題となる場合があります。養子や婚外子も同じで、戸籍上、親子関係にあれば、相続の権利がありますので、相続人を調べる際には特に注意が必要です。

専門家に
相談を

特に相続人の関係が複雑な場合などは、司法書士などの専門家に相談することをお勧めします。



「不動産を持っているが、今後どうすれば良いか分からない!」という方へ

空き家のお悩みは HGCにお任せ!



売却査定 無料



株式会社HGCエステートでは、お客様の抱えている「**不動産のお悩み**」を解消するべく親身にご相談を伺います。

相談内容それぞれに対し、プロの視点を入れて「**今何をすることが最善か**」を導き出し、お客様にとって最適な解決策をご提案いたします。

ご相談 無料



相続

「相続した不動産を売却したい。」、「空き家管理が大変で売却したい。」などのお悩みに無料でご相談承ります。

買取

お急ぎの方は買取もします。無料査定も行っておりますので、まずはご相談ください。



家財道具が残ったままの家、 現状のままでもお任せください!

※株式会社HGCエステートでは、専門の会社と協力し、お客様の大切な物等を整理させていただきます!

まずは、お気軽にお問い合わせください。



〒060-0003 札幌市中央区北3条西3丁目1札幌北三条ビル12階 地下鉄「さっぽろ」駅徒歩3分

株式会社 **HGC** エステート

免許番号/北海道知事石狩(5)第6771号 (公社)北海道宅地建物取引業協会 全国宅地建物取引業保証協会

TEL.011-200-7712

ホームページ
からも

24時間
受付中!!



<https://hgc-estate.com>

営業時間 9:30~18:00

FAX/011-200-7713 mail/info@hgc-estate.com

早めの 対処が **鍵** です!

賃貸や売却も視野に入れて総合的な判断を

家にはそれぞれ思い出が残っており、なかなか整理できずに空き家のまま時間が過ぎてしまう場合がありますが、管理が行き届かない空き家は、老朽化が進み、危険な状態になる場合があります。現状を放置して事態が改善することはありません。将来も見据えて空き家をどうするか考え、早めに対処することが大切です。



空き家を **解体** するという選択肢も

空き家のまま放置してしまうと老朽化が進み、さらには危険な状態になり、周りのお宅や、道路などに対して危険を及ぼす場合があります。もし、第三者に被害を及ぼした場合、責任は全て所有者が負わなければならない可能性もあります。重大なトラブルに発展してしまう前に、解体工事へ踏み出すことも選択肢のひとつです。



空き家を解体することで

- 管理する手間がなくなる
 - 倒壊や、放火、害虫等の被害により、ご近所に迷惑をかける心配がなくなる
 - 駐車場などの他の利用に活用することや、売買などにより、資産を有効に活用することができる(適用条件を満たせば、売却した譲渡所得から3,000万円が控除される優遇措置もあります)
- などのメリットが考えられます。



でも…

- 解体費用がかかる
- 住宅用地特例が解除され固定資産税額が高くなるなどの思わぬ出費になることもありますよね…。



とはいえ放置したままだと

第三者に被害を及ぼした場合、解体費用を上回る、多額の賠償金が必要になる事があります。
また、空き家が「特定空家等」と認定された場合、**住宅用地特例の対象から外れ、更地の税金と同じになる可能性があります。**



空き家の所有者、関係者には適切な管理を行う責任があります。また、空き家は、放置していると様々なトラブルが発生する場合があります。今一度、空き家の状況を確認し、空き家をどのように活用するか、解体して活用するかなど、じっくりと考えてみましょう。



建物が管理できない…

建物を解体して
土地を有効活用したい！

解体工事の事なら お任せください！

リオンの解体工事は「ただ壊せばいい」だけの作業ではありません。長年住み慣れたご住宅や、思い出の詰まった建物の想いを汲み取り、熟練の解体施工技士が丁寧安全に解体します。用途に合わせて綺麗に整地いたします。



北海道リオンが選ばれる理由

- 適正価格でご提案
- 木造・鉄骨・RC造など大規模から、倉庫などの小規模まで幅広く建物解体工事に対応！
- 産業廃棄物法にのっとり適切に処理いたします。
- 近隣にお住まいの方にご迷惑をおかけしないように、配慮いたします！

まずはお気軽にお問合せください！

お見積もり
無料

RION あなたの街の解体屋さん
北海道リオン株式会社
☎011-385-3700

〒067-0052 江別市角山213番地

営業時間 平日/8時~17時、土曜日/8時~12時

建設業許可番号/北海道知事許可(般-4)石 第23021号 産業廃棄物収集運搬業許可/第00100200811号



空き家を売却すると

譲渡所得から**3,000万円**が**特別控除**される？

相続した空き家を売却した場合に所得税が軽減される制度が、2016年度に新設されました。相続した旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に建設）の一戸建て住宅を、相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、耐震改修して売却するか、解体し更地にして売却する場合に、譲渡所得から最高3,000万円までが特別控除されます。

特例措置のイメージ

最大**600万円**の減税に
$$\text{譲渡所得税額} = (\text{譲渡価額}[\text{売却価格}] - \text{取得費} * - \text{譲渡費用}[\text{除却費等}] - \text{特別控除額}) \times 20\%$$

※過去に家屋や土地を取得した際に掛かった費用。不明な場合は、売却価格×5%で計算

※上記税率には、復興特別所得税として所得税の2.1%相当を上乗せしています。

具体例 相続した家屋を230万円を取り壊して更地にし、3,400万円で売却したときの概算

特例がある場合の税額 $(3,400\text{万円} - 170\text{万円} - 230\text{万円} - 3,000\text{万円}) \times 20\% = 0\text{円}$

特例がない場合の税額 $(3,400\text{万円} - 170\text{万円} - 230\text{万円}) \times 20\% = 600\text{万円}$

適用要件の一部（2023年4月1日現在）

- 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住宅
 - 被相続人（亡くなった人）が一人で住んでいた居住用の家屋
 - 相続時から売却までに、居住、貸付、事業に使われていない
 - 新耐震基準に適合する建物（または土地とともに）として売却するか、家屋を取り壊してその後何も建てず土地だけ売却
 - 相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日まで、かつ、2016年4月1日から2023年12月31日までに売却（2013年1月2日以降に相続が発生したものが対象）
※売却期限は、相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日まで、かつ、2027年12月31日までに延長予定です。
 - 売却価格が1億円以下
※2019年4月1日以後の譲渡については、被相続人が亡くなる直前に老人ホーム等に入居していた場合も対象となります。本拡充の適用対象となるためには以下の2要件を満たす必要があります。
 - 介護保険法の要介護認定等を受け、かつ、相続の開始直前まで老人ホーム等に入所等していた
 - 被相続人による一定の使用がなされ、かつ、貸付、事業、被相続人以外の者の居住に使われていない
- 上記以外の適用要件については、建築安全推進課にご相談ください。



特例措置の適用を受けるには、市に必要書類の発行手続きをし、税務署に確定申告する必要があります。

札幌市 危険空家等除却補助制度

市民の皆さまの安全で安心な居住環境を確保するため、倒壊や建築部材の飛散の恐れがある危険な空き家などの解体工事に係る費用の一部を補助します。



●対象となる空家等

札幌市内(原則として市街化区域内)にあり、概ね年間を通じて使用されていないもの
札幌市が建物としての危険性があると認めるもの

●補助の対象者(個人のみ申請可)

- ① 危険性があると認められる空家等の建物所有者
- ② 危険性があると認められる空家等の所在地の土地所有者
- ③ ①、②から対象空家等の除却について同意を得た親族等



●補助金の額(①、②それぞれア～ウのいずれかの低い額/千円未満切捨て)

- | | |
|---|---|
| <p>① 通常型</p> <p>ア. 補助事業費の3分の1</p> <p>イ. 国が定める標準除却費に
延べ面積を乗じた額の10分の8</p> <p>ウ. 50万円</p> | <p>② 地域連携型(除却後の土地を5年間、町内会等に無償で貸与し活用する)</p> <p>ア. 補助事業費の10分の9</p> <p>イ. 国が定める標準除却費に
延べ面積を乗じた額の10分の9</p> <p>ウ. 150万円</p> |
|---|---|

手続きの流れ



このほかの詳細な条件、受付期間や必要書類など、事前にご相談・ご確認ください

お問い合わせ先

札幌市役所 都市局建築指導部 建築安全推進課(監察担当課) 空き家対策担当
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎2階
☎011-211-2808 HP:<https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/akiya/akiyahojo.html>

所有者向け 空き家に関する無料相談窓口について

空き家を含む不動産の売買・賃貸・管理等の一般的な内容について
北海道空き家情報バンクの登録方法等

公益社団法人 北海道宅地建物取引業協会

連絡先 ☎011-641-8931 (不動産無料相談所) 協会HP:<http://www.takken.ne.jp/>

受付時間 月曜日から金曜日(祝日、年末年始、協会の休業日を除く) 9時から12時、13時から17時

不動産の売買、賃貸等

公益社団法人 全日本不動産協会北海道本部

連絡先 ☎011-232-0550 受付時間 月曜日から金曜日(祝日及び協会の休業日を除く) 9時から17時30分

住まいの相談窓口

札幌商工会議所

連絡先 ☎011-231-1373 HP:<https://www.sapporo-cci.or.jp/sumai-sodan/>

受付時間 月曜日から金曜日(祝日及び年末年始を除く) 9時から17時30分

相続手続、不動産登記等

札幌司法書士会

連絡先 ☎011-211-8763(空き家相談ダイヤル) 受付時間 月・水・金曜日(祝日、年末年始、お盆期間を除く) 13時から16時

シニア向け住まいの相談窓口 特定非営利活動法人 さっぽろ住まいのプラットフォーム(一般社団法人 あんしん住まいサツポロ)

連絡先 ☎011-222-9800 ☎011-210-6224(住み替え)

受付時間 月・水・金曜日(祝日及び年末年始を除く) 13時から16時

(住み替えについて)月曜日から金曜日(祝日及び年末年始を除く) 10時から16時

「道銀空き家解体・有効活用ローン」の相談

株式会社北海道銀行

連絡先 道銀ローンプラザ大通 ☎011-233-1121 受付時間 平日9時から16時30分(土・日・祝日、12/31~1/3を除く)

空き家の解体費用、ローン、活用等の相談

株式会社北洋銀行

連絡先 空き家等対策相談窓口 ☎0570-080-389

〈電話受付時間〉平日9時から16時30分 土・日10時から16時30分(祝日・GW・年末年始を除く)

受付時間 各店舗の営業時間に準ずる(月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く)) 9時から15時

空き家の見回りなど

公益社団法人 札幌市シルバー人材センター

連絡先 中央支部(中央・豊平・南) ☎011-614-2155 / 東支部(白石・厚別・清田) ☎011-826-3279
西支部(西・手稲) ☎011-615-8228 / 北支部(北・東) ☎011-788-6915

受付時間 月曜日から金曜日(祝日及び年末年始を除く) 8時45分から17時15分

空き家の管理、空き家に関する相談

特定非営利活動法人 空家・空地管理センター

連絡先 ☎0120-336-366 HP:<https://www.akiya-akichi.or.jp/> 受付時間 9時から17時(GW、年末年始を除く)

害虫等についての相談

一般社団法人北海道ベストコントロール協会

連絡先 ☎011-671-0192 HP:<http://www.hokkaido-pco.jp> 受付時間 月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 9時から17時

家屋の修繕やリフォームの相談に応じた企業の案内

さっぽろコミュニティ型建設業推進協議会

連絡先 コーディネート事務局が相談に応じ、適した企業を紹介します。詳細は協議会HPをご確認ください。
HP:<http://s-community-kyogikai.com/>

札幌市の空き家に関するお問い合わせ

空家等対策、危険空家等除却補助制度、空き家譲渡所得の3,000万円特別控除について
札幌市役所 都市局建築指導部 建築安全推進課(監察担当課) 空き家対策担当係
☎011-211-2808 HP:<https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/akiya-tekiseikanri.html>



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う「マチのブックレット」です。

2023年7月発行 発行:札幌市
編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています。

片付け・掃除・解体は**不要!**

あなたの不動産、そのまま
当社が買取ります。



札幌住建は、不動産の直接買取専門店。
解体や荷物・家具もそのままOKです。
時間をかけずに空き家の処分をお手伝いします!



札幌市及び近郊対応 ※当社規定により買取できない場合もございます。

こんな悩みはありませんか?

- ✓ 諸事情により(相続・離婚・ローンなど) 不動産を急いで手放さないといけない方
- ✓ 誰にも知られず売却したい方
- ✓ 空き家を所有し税金や、不法投棄でお悩みの方
- ✓ 売りに出しているがなかなか売れない...
- ✓ 突然の相続で片付ける時間を確保できない
- ✓ ローン残債でお困りの方(金融機関との交渉代行します) 等々



相続・ローン・その他
相談無料

査定無料

秘密厳守

お気軽にお問い合わせ下さい

株式会社
札幌住建

北海道知事 石狩(6)6310号

☎ 011-816-4100

札幌市白石区東札幌2条6丁目7番1号
<http://www.sapporo-j.jp>

FAX 011-816-4107

株式会社 札幌住建

住まい探しのその先へ
「幸せ」を示す総合不動産



株式会社コンパス
(ハウストウ美園3条店)

空き家(不動産)の査定から売却まで、全てお任せください! 家の建て替え・相続問題なども、当社提携企業の税理士や司法書士と一緒に問題解決いたします!



〒062-0003
北海道札幌市豊平区美園3条8丁目4番1号 キャンパスビル

☎011-807-4239

営業時間 10:00~19:00 ※日・祝日 10:00~17:00
定休日 水曜日・年末年始



北海道知事 石狩(1)第9205号



札幌家屋解体プロの
凌霄にお任せください!!

家屋解体のプロ 凌霄

凌霄は特定建設業を取得しています!



規模の大きな工事も
安全・安心に
請負うことが可能

- ▶ 熟練の職人による解体工事
- ▶ 重機はもちろん自社所有
- ▶ 環境・費用にも配慮 エコロジー×エコノミー=エコ解体
- ▶ 専門の遺品整理士が、遺品整理や不用品処分にも対応!

〒003-0012 札幌市白石区中央2条3丁目6番24号

☎0120-5650-64 企業名 株式会社 凌霄

営業時間 9:00~18:00 FAX 011-826-3742
TEL 011-826-3732 E-mail 2012.1.11@ryosho.jp



<https://ryosho-kaitai.net/>

北海道知事許可(特-1)石 第21655号
産業廃棄物収集運搬業許可 第00100178940号

一般廃棄物の収集・運搬は、自治体の法令等を遵守して行なっております。



安全な解体工事を行うために!
解体工事の守りは弊社の
ガードマンに、お任せください!

株式会社
プロテクト・ガード

解体から売却までトータルサポート! 地域に密着した会社の集合体
家のことならリョウショウグループに
まとめてお任せください!

お電話の際は札幌市空き家冊子を見たお伝えください。空き家のプロがお客様の立場に寄り添い、様々なご提案をいたします。